

津市災害に伴うくみ取り業務実施要綱

平成18年1月1日訓第70号

改正 平成27年3月18日訓第9号

令和6年3月29日訓第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により本市の区域内においてくみ取り便所が浸水した場合に、当該くみ取り便所における一般廃棄物の収集運搬又は処分（以下「くみ取り業務」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。

2 この要綱において「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいう。

(対象便所)

第3条 くみ取り業務の対象となるくみ取り便所（以下「対象便所」という。）は、災害対策本部長がその調査員をして被災状況を調査させた結果、住家と同一敷地内に存するくみ取り便所であって、災害により浸水したと認められるものとする。

(災害し尿くみ取り無料券の交付等)

第4条 災害対策本部長は、対象便所があると認めるときは、その調査員をして当該対象便所を管理する者に対し、災害し尿くみ取り無料券（第1号様式）を交付させるものとする。

2 災害対策本部長は、前項の調査員が同項の規定による交付を行ったときは、直ちに当該交付の対象となった者（以下「被交付者」という。）の住所、氏名等について、環境部長に対し災害し尿くみ取り無料券交付報告書（第2号様式）により報告しなければならない。

(くみ取り業務の実施)

第5条 市長は、被交付者が対象便所のくみ取りを廃棄物の処理及び清掃に関

する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第１項の許可を受けた者で市長が適当と認めるもの（以下「処理業者」という。）に依頼したとき、又は被交付者から当該くみ取りに係る申出があったときは、処理業者をしてくみ取り業務を行わせるものとする。

（くみ取り回数）

第６条 くみ取り業務の対象となるくみ取り回数については、災害が発生した後、最初に処理業者によりくみ取りが行われる対象便所１箇所につき１回限りとする。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成１８年１月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月１８日訓第９号）

この訓は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日訓第３９号）

- １ この訓は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市災害に伴うくみ取り業務実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後に発生した災害に伴うくみ取り業務について適用し、同日前に発生した災害に伴うくみ取り業務については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 4 条関係）

災害し尿くみ取り無料券

年 月 日

（氏 名） 様

津市災害対策本部長 印

対 象 便 所 を	住 所	
管 理 す る 者	氏 名	
有 効 期 限	年 月 日	
対 象 便 所 の 位 置 等		
く み 取 り を 行 う 処 理 業 者 名		
備 考		
調 査 員 氏 名		

- 注 1 この券と引換えに無料でし尿のくみ取りを受けることができます。
- 2 この券は、交付後、最初に上記の処理業者が上記の対象便所について行うくみ取り 1 回に限り有効です。

第2号様式（第4条関係）

災害し尿くみ取り無料券交付報告書

年 月 日

(宛先) 環境部長

災害対策本部長

[illegible]